



三重県公報

令和6年4月12日 (金)

第 506 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|-----------|-----|
| 告 示 | | | |
| 301 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 | (障がい福祉課) | 2 |
| 302 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出 | (同) | 2 |
| 303 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退 | (同) | 2 |
| 304 | 特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨 | (水産振興課) | 2 |
| 305 | 特定漁港漁場整備事業計画及びその関係書類の縦覧 | (水産基盤整備課) | 2 |
| 306 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道路管理課) | 3 |
| 307 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 4 |
| 308 | 道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧 | (同) | 4 |
| 309 | 構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更 | (建築開発課) | 4 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 10 | 政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出 | (選挙管理委員会) | 6 |
| 11 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 | (同) | 7 |
| 12 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出及び資金管理団体でなくなった旨の届出 | (同) | 7 |
| 13 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | (同) | 7 |
| 14 | 三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | (同) | 8 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (農地調整課) | 8 |
| | 同件 | (同) | 8 |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (同) | 9 |
| | 同件 | (同) | 9 |
| | 同件 | (同) | 10 |
| | 令和6年度狩猟免許試験の実施 | (獣害対策課) | 10 |
| | 令和6年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施 | (同) | 11 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | (公共用地課) | 13 |
| | 同件 | (同) | 13 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課) | 13 |
| | 同件 | (同) | 14 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 落札者を決定した旨 | (教育委員会) | 14 |
| | 随意契約の相手方を決定した旨 | (同) | 14 |

告 示

三重県告示第 301 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 指 定年月日 |
|---------|------------|-------------|-------------|---------------|----------------|
| 薬局 | イオン薬局鈴鹿白子店 | 鈴鹿市白子駅前 3-1 | | 薬局 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

三重県告示第 302 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 医療機関の名称及び所在地 | | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 変 更年月日 |
|---------|------------------|------------------|-------------------|-------------|---------------|-----------------|
| | | 変更前 | 変更後 | | | |
| 病院・診療所 | 医療法人友和会 竹沢内科歯科医院 | 医療法人友和会 竹沢内科歯科医院 | 医療法人友和会 たけざわクリニック | 内科 | 腎臓 | 令和 5 年 10 月 1 日 |
| 薬局 | コスモス薬局 伊勢小木店 | コスモス薬局 伊勢小木店 | コスモス調剤薬局 伊勢小木店 | | 薬局 | 令和 5 年 10 月 1 日 |

三重県告示第 303 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

| 医療機関の種別 | 医療機関の名称 | 所在地 | 標ぼうしている診療科目 | 担当しようとする医療の種類 | 辞 退年月日 |
|---------|----------------------|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
| 病院・診療所 | 地方独立行政法人 桑名市総合医療センター | 桑名市寿町三丁目 11 番地 | 内科 | 肝臓移植後の抗免疫療法 | 令和 6 年 3 月 31 日 |
| 薬局 | みやま薬局 | 北牟婁郡紀北町上里 350-4 | | 薬局 | 令和 6 年 3 月 31 日 |

三重県告示第 304 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

| 加入区の名称 | 区 域 |
|--------------|--|
| あわび 神島加入区 | 三重共第 37 号、三重共第 38 号及び三重共第 40 号共同漁業権漁場の区域 |

三重県告示第 305 号

特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第

17 条第 4 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類をこの公告の日から起算して 20 日間縦覧に供します。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案について意見がある場合は、同条第 5 項の規定により、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 地区名
奈屋浦地区
- 2 目的
奈屋浦漁港の岸壁や荷さばき所の整備、用地再編等により、陸揚げから出荷まで効率的で一貫した衛生管理体制を構築し、流通拠点漁港としての機能強化を図る。また、主要な防波堤や岸壁等の耐震・耐津波対策により、大規模災害時における水産業の早期再開や緊急物資の海上輸送が可能となる防災体制を構築し、地域の防災機能の強化を図る。
- 3 計画期間
令和 6 年度から令和 15 年度まで
- 4 計画事業費
5,735 百万円
- 5 計画内容
A 防波堤（耐震）L=200m、F 護岸（耐震）L=95m、第 1 岸壁（耐震強化）L=110m、第 1 岸壁（耐震）L=140m、第 1 岸壁（改良）L=110m、第 2 岸壁（新設）L=194m、臨港道路（改良）L=400m、駐車場（新設）A=8,626 m²、用地（新設）A=2,072 m²、用地（改良）A=1,802 m²、荷さばき所（改良）N=1 式
- 6 縦覧場所
伊勢農林水産事務所及び南伊勢町役場 南島庁舎

三重県告示第 306 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| いなべ市大安町高柳字馬置 1896 番地先から いなべ市大安町高柳字馬置 1945 番地先まで | 旧 | 10.2~22.0 | 130.0 |
| | 新 | 11.9~27.6 | 130.0 |

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 朝明溪谷線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 三重郡菰野町大字千草字大井 6802 番地先から 三重郡菰野町大字千草字大井 6803 番地先まで | 旧 | 5.2~14.0 | 110.9 |
| | 新 | 5.2~23.3 | 110.9 |

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 津関線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 亀山市関町古厩字西沖 66 番 1 地先から 亀山市関町古厩字片山 71 番 1 地先まで | 新 | 3.0~3.0 | 142.2 |

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 多気郡大台町高奈字西野々362番6地先から 多気郡大台町長ケ字下出4番地先まで | 旧 | 5.1~13.2 | 431.5 |
| | 新 | 5.1~26.1 | 431.5 |

三重県告示第 307 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------|---|-----------------|
| 県道 青山高原公園線 | 津市榑原町字奥山 4183 番 43 地先内 | 令和 6 年 4 月 12 日 |
| 県道 青山高原公園線 | 津市榑原町字奥山 4183 番 44 地先内 | 令和 6 年 4 月 12 日 |
| 県道 青山高原公園線 | 津市榑原町字奥山 4183 番 45 地先内 | 令和 6 年 4 月 12 日 |
| 一般国道 368 号 | 多気郡多気町朝柄字恵下 3127 番 2 地先から 多気郡多気町朝柄字恵下 3127 番地先まで | 令和 6 年 4 月 12 日 |
| 一般国道 368 号 | 名張市西田原字白土 2050 番地先から 名張市八幡字口入野 1300 番 110 地先まで | 令和 6 年 4 月 12 日 |

三重県告示第 308 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|-------|---|
| 一般国道 | 421 号 | いなべ市大安町高柳字馬置 1896 番地先から いなべ市大安町高柳字馬置 1945 番地先まで |
| 一般国道 | 309 号 | 熊野市五郷町寺谷字水玉 1618 番地先から 熊野市五郷町寺谷字大坪 1077 番 5 地先まで |
| 一般国道 | 311 号 | 熊野市有馬町字川尻 4331 番 1 地先から 熊野市有馬町字川尻 1552 番 1 地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 4 月 12 日

三重県告示第 309 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」と

いいます。)を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
株式会社建築構造センター
- (2) 住所
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

| 業務を行おう事務所 業務所の所在地 | | 行わせることとした判定の業務 |
|---|---|---|
| 変更前 | 変更後 | |
| 東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号 長野県長野市南県町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区山下一丁目 3 番 19 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号 三重県四日市市浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀井町 2 番地 1 群馬県高崎市八 | 東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号 福島県郡山市中町 11 番 5 号 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目 12 番 6 号 長野県長野市南県町 1082 番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号 島根県松江市中原町 6 番地 岡山県岡山市北区山下一丁目 3 番 19 号 広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号 愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番 10 号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 7 番 22 号 三重県四日市市浜田町 12 番 18 号 香川県高松市亀井町 2 番地 1 群馬県高崎市八 | 一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内、長野県内又は大阪府内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物 |

| | |
|---|---|
| 島町 262 番地 大阪府大阪市中 央区南本町三丁 目 4 番 15 号 | 島町 262 番地 大阪府大阪市中 央区南本町三丁 目 4 番 15 号 |
|---|---|

- 3 変更年月日
令和 6 年 4 月 15 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 10 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|---------|---------|----------|---------------------|---------------------|----|
| 新風とういん | 伊 藤 ま り | 伊 藤 通 数 | 員弁郡東員町笹尾東 2 丁目 26-6 | 令和 5 年 12 月 25 日 | |

2 届出事項の異動

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 | 備考 |
|----------------|--------------------|--------------|------------------|--------------------|---|----|
| 参政党三重第 3 支部 | 近 藤 大 壱 菊 池 慶 祐 | 会計責任者 代表者 | 山 川 聡 菊 池 慶 祐 | 中 野 智恵美 近 藤 大 壱 | 令和 6 年 1 月 1 日 令和 6 年 2 月 18 日 | 政党 |
| 自由民主党三重県トラック支部 | 小 林 俊 二 | 主たる事務所の所在地 | いなべ市大安町南金井 2662 | 桑名市野田 2 丁目 7-68 | 令和 6 年 2 月 20 日 | |
| 自由民主党美里支部 | 新 金太夫 | 会計責任者 | 宮 本 努 | 福 山 榮 次 | 令和 6 年 2 月 1 日 | 政党 |
| 小川ゆうき後援会 | 小 川 裕 基 | 代表者 | 小 川 裕 基 | 三 宅 篤 志 | 令和 6 年 2 月 16 日 | |
| 奥野英介後援会 | 奥 野 尚 史 | 代表者 | 小 川 裕 基 | 森 口 あゆみ | | |
| 笹井絹予後援会 | 奥 野 尚 史 | 代表者 | 奥 野 尚 史 | 野 口 和 利 | 令和 5 年 8 月 1 日 | |
| 千賀ゆう子後援会 | 笹 井 久 江 | 代表者 | 笹 井 久 江 | 清 水 正 義 | 令和 5 年 10 月 1 日 | |
| たかはし浩司後援 | 堀 義 和 | 代表者 | 堀 義 和 | 佐々木 正 己 | 令和 6 年 1 月 8 日 | |
| | 渡 邊 裕 | 会計責任者 | 後 藤 丈 長 | 横 田 裕 明 | 令和 6 年 | |

| | | |
|--------------|-----------------------------|------------|
| 会 | 任者 | 2月26日 |
| 西井かずひろ後援会 | 西井 一 博 代表者 西井 一 博 田垣 実 郷 | 令和5年12月28日 |
| 明和町の未来を創造する会 | 世古口 優 人 代表者 世古口 優 人 世古口 哲 哉 | 令和6年2月7日 |

三重県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和6年4月12日

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | 備考 |
|----------------------|---------|------------|----|
| 自由民主党三重県伊勢市第二支部 | 奥野 英 介 | 令和6年2月21日 | 政党 |
| 自由民主党三重県いなべ市・員弁郡第一支部 | 水谷 隆 | 令和5年12月31日 | 政党 |
| 英友会 | 奥野 英 介 | 令和6年2月21日 | |
| 岡田和夫後援会 | 岡田 和 夫 | 令和4年12月24日 | |
| 新和会 | 前野 和 美 | 令和6年2月7日 | |
| 世古口てつや後援会 | 山口 直 人 | 令和6年2月25日 | |
| 花善会 | 田中 一 郎 | 令和6年1月18日 | |
| 濱口大伸後援会 | 濱口 大 伸 | 令和5年12月2日 | |
| 藤田まさのぶ後援会 | 藤田 真 信 | 令和5年12月31日 | |
| 三重県ゆうきの会 | 小川 裕 基 | 令和6年2月16日 | |
| 水谷喜和後援会 | 水谷 利 隆 | 令和6年2月16日 | |
| 明和町の未来を創造する会 | 世古口 優 人 | 令和6年2月25日 | |

三重県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和6年4月12日

| 1 資金管理団体の指定の取消し | | 取消年月日 |
|--------------------|--------------|-----------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | |
| 小川 裕 基 | 三重県ゆうきの会 | 令和6年2月16日 |
| 奥野 英 介 | 英友会 | 令和6年2月21日 |
| 前野 和 美 | 新和会 | 令和6年2月7日 |
| 2 資金管理団体でなくなった旨の届出 | | 資金管理団体でなくなった年月日 |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | |
| 世古口 哲 哉 | 明和町の未来を創造する会 | 令和6年2月7日 |

三重県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和6年三重県選挙管理委員会告示第2号は、廃止します。

令和6年4月12日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50分の1の数 29,064

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 281,648

三重県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和6年三重県選挙管理委員会告示第3号は、廃止します。

令和6年4月12日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

| 選挙区名 | 3分の1の数 |
|----------|--------|
| 津市 | 74,367 |
| 四日市市 | 84,293 |
| 伊勢市・鳥羽市 | 39,073 |
| 松阪市 | 43,407 |
| 桑名市・桑名郡 | 39,317 |
| 鈴鹿市 | 52,794 |
| 名張市 | 21,247 |
| 東紀州 | 18,558 |
| 亀山市 | 13,092 |
| いなべ市・員弁郡 | 19,024 |
| 志摩市 | 13,352 |
| 伊賀市 | 23,193 |
| 三重郡 | 18,097 |
| 多気郡 | 12,632 |
| 度会郡 | 11,955 |

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年4月12日

三重県知事 一見勝之

豊浜土地改良区(伊勢市西豊浜町3044番地10)

退任理事

伊勢市西豊浜町1578

奥野和正

就任理事

伊勢市西豊浜町50

奥野保

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年4月12日

三重県知事 一見勝之

神田土地改良区(員弁郡東員町山田2617番地)

退任理事

| | |
|----------------------------|---------|
| 員弁郡東員町大字鳥取 838 番地 2 | 水 谷 隆 |
| " " " 1028 番地 | 高 木 一 男 |
| " " " 783 番地 | 岩 田 利 弘 |
| " " 大字六把野新田 603 番地 | 伊 藤 弘 也 |
| " " " 664 番地 | 伊 藤 宗 周 |
| " " 大字山田 1142 番地 3 | 伊 藤 直 樹 |
| " " " 2940 番地 | 水 谷 昇 |
| " " 大字瀬古泉 900 番地 | 中 村 政 義 |
| " " 大字穴太 1759 番地 2 | 種 村 貢 |
| " " " 757 番地 | 伊 藤 清 治 |
| " " 大字筑紫 559 番地 | 種 村 金 治 |
| " " 大字大木 2591 番地 1 | 中 村 利久也 |
| " " " 1952 番地 1 | 石 垣 修 |
| " " " 625 番地 | 中 村 正 公 |
| " " " 1714 番地 | 清 水 勲 |
| " " 大字八幡新田 528 番地 53 | 中 村 和 男 |
| いなべ市員弁町大泉 2637 番地 | 近 藤 雅 孝 |
| 桑名市大字五反田 1252 番地 1 | 田 中 好 美 |
| 退任監事 | |
| 員弁郡東員町大字鳥取 848 番地 1 | 高 木 勝 利 |
| " " 大字山田 1127 番地 | 伊 藤 直 美 |
| " " 大字穴太 1370 番地 | 辻 覺 |
| " " 大字大木 484 番地 | 中 村 孝 伸 |
| 就任理事 | |
| 員弁郡東員町大字鳥取 838 番地 2 | 水 谷 隆 |
| " " 大字大木 625 番地 | 中 村 正 公 |
| " " 大字山田 2940 番地 | 水 谷 昇 |
| " " 大字鳥取 1028 番地 | 高 木 一 男 |
| " " 大字筑紫 783 番地 1 | 種 村 尚 孝 |
| " " 大字瀬古泉 950 番地 | 佐 藤 光 広 |
| " " 大字穴太 757 番地 | 伊 藤 清 治 |
| " " 大字六把野新田 664 番地 | 伊 藤 宗 周 |
| " " 大字大木 1952 番地 1 | 石 垣 修 |
| " " 大字八幡新田 293 番地 | 中 村 保 盛 |
| " " 大字東一色 525 番地 | 岩 間 敏 夫 |
| 桑名市大字五反田 1252 番地 1 | 田 中 好 美 |
| 就任監事 | |
| 員弁郡東員町大字穴太 1370 番地 | 辻 覺 |
| " " 大字大木 484 番地 | 中 村 孝 伸 |
| いなべ市北勢町麻生田 2810 番地 | 伊 藤 博 也 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中村土地改良区（伊勢市中村町 893 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、宮川左岸第一土地改良区（度会郡玉城町長更 141 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、令和 6 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

| 実施日時 | 会場 | 試験種目 | 申請書の受付期限 | 定員 |
|---|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------|
| 令和 6 年 6 月 18 日（火） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から | 三重県津庁舎 津市桜橋 3 丁目 446-34 | 網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟 | 令和 6 年 6 月 7 日（金）の 17 時まで | 110 名程度 |
| 令和 6 年 8 月 4 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から | 三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530 | | 令和 6 年 7 月 24 日（水）の 17 時まで | 100 名程度 |
| 令和 6 年 8 月 31 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から | 三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530 | | 令和 6 年 8 月 21 日（水）の 17 時まで | 100 名程度 |

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 cm、横の長さ 2.4 cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許 1 種類につき、5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣

の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲載するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林（水産）事務所へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（スリッパ、草履等のご遠慮ください。）。
- (4) 災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、令和6年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

令和6年4月12日

三重県知事 一見勝之

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

| 開催年月日 及び受付時間 | 主たる対象者 (居住する住所地) | 会 場 | 申請書受付期限 |
|---------------------------------|---|---------------------------------------|------------------------|
| 令和6年6月13日(木) 受付12時30分～13時00分 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町 | 県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 鈴鹿市西条5丁目117 | 令和6年6月3日(月) の17時まで |
| 令和6年6月20日(木) 受付8時30分～9時00分 | 伊賀市及び名張市 | 県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802 | 令和6年6月10日(月) の17時まで |
| 令和6年6月23日(日) 受付9時00分～9時30分 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町 | 県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5 | 令和6年6月13日(木) の17時まで |
| 令和6年6月24日(月) 受付12時30分～13時00分 | 熊野市、御浜町及び紀宝町 | 県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371 | 令和6年6月14日(金) の17時まで |
| 令和6年6月24日(月) 受付12時30分～13時00分 | 津市 | 県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34 | 令和6年6月14日(金) の17時まで |
| 令和6年7月2日(火) 受付9時00分～9時30分 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曽岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町 | 菰野町役場 4階402～404会議室 三重郡菰野町潤田1250 | 令和6年6月21日(金) の17時まで |
| 令和6年7月2日(火) 受付8時30分～9時00分 | 松阪市、多気町、明和町及び 大台町 | 県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138 | 令和6年6月21日(金) の17時まで |
| 令和6年7月6日(土) 受付8時30分～9時00分 | 伊賀市及び名張市 | 県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802 | 令和6年6月26日(水) の17時まで |
| 令和6年7月7日(日) 受付12時30分～13時00分 | 熊野市、御浜町及び紀宝町 | 県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371 | 令和6年6月27日(木) の17時まで |
| 令和6年7月9日(火) 受付8時30分～9時00分 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町 | 県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2 | 令和6年6月28日(金) の17時まで |
| 令和6年7月10日(水) 受付8時30分～9時00分 | 尾鷲市及び紀北町 | 県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) | 令和6年6月28日(金) の17時まで |

| | | | |
|---------------------------------|---|--|------------------------|
| | | 尾鷲市坂場西町 1-1 | |
| 令和6年7月11日(木) 受付12時30分～13時00分 | 津市 | 津市美杉総合文化センター 会議室1・会議室2 津市美杉町八知 5580-2 | 令和6年7月1日(月) の17時まで |
| 令和6年7月18日(木) 受付12時30分～13時00分 | 熊野市、御浜町及び紀宝町 | 紀宝町 生涯学習センター 「まなびの郷」 研修室 紀宝町鶴殿 1147-2 | 令和6年7月8日(月) の17時まで |
| 令和6年7月19日(金) 受付13時00分～13時30分 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町 | 志摩市役所 4階401～404会議室 志摩市阿児町鶴方 3098-22 | 令和6年7月9日(火) の17時まで |
| 令和6年7月23日(火) 受付9時00分～9時30分 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曾岬町、 東員町、菰野町、朝日町及び 川越町 | 県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正 4-21-5 | 令和6年7月12日(金) の17時まで |
| 令和6年7月23日(火) 受付12時30分～13時00分 | 熊野市、御浜町及び紀宝町 | 御浜町役場 3階くろしおホール 御浜町阿田和 6120-1 | 令和6年7月12日(金) の17時まで |
| 令和6年7月24日(水) 受付8時30分～9時00分 | 松阪市、多気町、明和町及び 大台町 | 県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138 | 令和6年7月12日(金) の17時まで |
| 令和6年7月26日(金) 受付13時00分～13時30分 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町 | ふれあいセンターなんとう 南伊勢町村山 1132-1 | 令和6年7月16日(火) の17時まで |
| 令和6年7月26日(金) 受付12時30分～13時00分 | 津市 | 津市白山農民研究所 農民研修室 津市白山町川口 897 | 令和6年7月16日(火) の17時まで |
| 令和6年7月28日(日) 受付8時30分～9時00分 | 尾鷲市及び紀北町 | 県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町 1-1 | 令和6年7月18日(木) の17時まで |
| 令和6年7月30日(火) 受付8時30分～9時00分 | 伊賀市及び名張市 | 県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町 2802 | 令和6年7月19日(金) の17時まで |
| 令和6年8月8日(木) 受付8時30分～9時00分 | 松阪市、多気町、明和町及び 大台町 | 県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138 | 令和6年7月29日(月) の17時まで |
| 令和6年8月8日(木) 受付12時30分～13時00分 | 津市 | 津市芸濃コミュニティセン ター 2階大会議室 津市芸濃町椋本 6141-1 | 令和6年7月29日(月) の17時まで |
| 令和6年8月10日(土) 受付8時30分～9時00分 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉 城町、度会町、大紀町及び南 伊勢町 | 県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町 628 番地 2 | 令和6年7月31日(水) の17時まで |
| 令和6年8月22日(木) 受付12時30分～13時00分 | 津市 | 県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋 3丁目 446-34 | 令和6年8月9日(金) の17時まで |
| 令和6年8月25日(日) 受付8時30分～9時00分 | 松阪市、多気町、明和町及び 大台町 | 県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138 | 令和6年8月15日(木) の17時まで |
| 令和6年9月14日(土) 受付12時30分～13時00分 | 県全域 | 県津庁舎 3階入札室 津市桜橋 3丁目 446-34 | 令和6年9月13日(金) の17時まで |

2 受講及び受検対象者

令和6年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者（令和3年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者）で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる2以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 cm、横の長さ 2.4 cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許 1 件につき、2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1) の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

5 その他留意事項

災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 19 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

津市納所町、同市北河路町、同市南河路町、同市野田、同市緑が丘一丁目、同市緑が丘二丁目及び同市神戸

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 3 月 22 日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業地域

津市高野尾町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 12 日

三重県知事 一見勝之

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

三重県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年4月12日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画下水道
流域関連桑名市公共下水道
- 2 縦覧場所
三重県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年4月12日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県教育委員会SI（System Integration）支援委託業務 |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和6年3月15日 |
| 4 | 落札者 | 山梨県甲府市太田町9番7号 株式会社エーティーエルシステムズ 代表取締役 佐藤 公紀 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 28,440,000 円 契約金額 31,284,000 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和6年2月2日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年4月12日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県小中学校ネットワークシステム通信回線利用 |
| 2 | 担当部局 | 三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教育総務課 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和6年3月29日 |
| 4 | 契約の相手方 | 三重県津市あかつ台四丁目7番地1 株式会社ZTV 取締役社長 田村 欣也 |
| 5 | 契約金額 | 38,503,080 円（うち消費税及び地方消費税 3,520,280 円） |
| 6 | 決定手続 | 随意契約 |
| 7 | 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
